

台風第24号に係る対応について

台風第24号に係る対応については、下記のとおりとなりますので、今後の情報にご注意下さい。
なお、台風第24号による寮生の帰省はありません。

記

1. 10月7日(月)は休校です。
2. 10月8日(火)の授業は次の申合せにより取扱います。

暴風警報発令に伴う授業の取扱いに関する申合せ（抜粋）

- 第1 暴風による事故の発生を防止するため、暴風警報の発令中は休講とする。
- 第2 暴風警報が解除されたときは、原則として解除から1時間後に授業を開始するものとする。
ただし、通学経路及びその周辺の路線バスが運休している場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 平常授業

- ①午前6時までに路線バスの運行が開始された場合は、平常どおり実施する。
- ②午前6時を過ぎ午前8時までに路線バスの運行が開始された場合は、2時限目から授業を実施する。
- ③午前8時を過ぎ午前10時までに路線バスの運行が開始された場合は、3時限目から授業を実施する。
- ④午前10時を過ぎ午前12時までに路線バスの運行が開始された場合は、4時限目から授業を実施する。
- ⑤午前12時を過ぎても路線バスの運行が開始されない場合は、当日の授業は実施しない。